

松戸市空家等対策協議会運営要領

(平成28年5月23日松戸市空家等対策協議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成28年松戸市規則第24号）第7条の規定に基づき、松戸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員の欠席)

第2条 協議会を欠席する委員は、代理人を協議会に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

(協議会の公開)

第3条 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会において、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第32条各号に定める情報（以下、「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項については審議等を行う場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第4条 前条ただし書きの規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

(開催の周知)

第5条 協議会の開催は、原則として協議会の開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、住宅政策課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、松戸市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第6条 協議会の傍聴を希望する者は、協議会の開催の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、協議会の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

- 3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。
- 4 傍聴券は、発行枚数を10人までとし、先着順に交付する。したがって、定員になり次第、受付を終了することとする。

(入場の禁止)

第7条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為はしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

- 2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料の配布等)

第11条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布し、協議会終了後、回収するものとする。

(報道関係者の傍聴)

第12条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。

(会議録の作成)

第13条 協議会の会議録は、公開した協議会を開催した場合には、要点筆記による会議録を、非公開の協議会を開催した場合には、協議会の概要を当該協議会終了後に作成することとする。

(会議録の公表)

第14条 協議会の会議録は、発言者が確認を行った上で、これを公表する。公表の方法は、住宅政策課空家活用推進室及び市役所内の情報公開コーナーに当該協議会が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くとともに、松戸市ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年5月23日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。